

○平成26年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項目	意見	府の考え方
実施体制	くらしの安心・安全推進本部(食の安心・安全部会)を軸にした庁内連携を強化して欲しい。	引き続き、関係部局並びに京都市との情報交換を密に行い、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。
	消費者行政、特に、消費者教育推進の動きと十分に連携を図って欲しい。	
	京都市の食品安全行政との関係について、二重行政の弊害が生じないようにして欲しい。	
	食品の放射性物質汚染、農薬混入問題、ノロウイルス食中毒問題等の事件が発生し、京都府の食品安心・安全行政の役割はますます重要になってくると思う。	
	和食が世界遺産に認められたこともあり、外国人が和食を食べる機会が増えてきたので、安全安心で帰国できるよう努めて欲しい。	
実施方法	HACCP手法を取り入れた衛生管理、食品への意図的な異物混入防止策・アレルギー物質管理などを求めるFSSC22000規格の紹介等を検討して欲しい。	HACCP手法を中心に、様々な衛生管理手法について検討していくこととします。
事件・事故発生時の対応	緊急時の対応について、消費者への情報提供が適正かつ速やかに実施できるように努めて欲しい。	速やかな連絡体制を一層進めるよう取り組むこととします。
	冷凍食品への農薬混入事例等の重大な食品事故発生時に対応できるように、連絡体制の確保やテスト連絡などの実施を検討して欲しい。また、事故時の緊急ホットラインの整備を視野に入れて欲しい。	
食品等事業者に対する自主的な衛生管理推進	食品衛生の基本だけでなく、危機管理体制の必要性について、食品事業者が認識を深められるよう、研修の機会や普及啓発等を実施して欲しい。	「出前語らい」を活用しながら、食品衛生だけでなく、危機管理体制の必要性について普及・啓発していくこととします。
情報及び意見の交換・リスクコミュニケーション	双方向型のコミュニケーションができるよう、消費者団体との対話方法に工夫して欲しい。	様々なご意見を取り入れながら、リスクコミュニケーションの開催方法について検討していくこととします。
	食品中の放射性物質に係わる情報交換会(リスクコミュニケーション)を毎月開催して欲しい。	
	食品衛生監視指導や検査などについて、どの様に実施されているのか、消費者も一緒に、直接確認し、現場を体験できる機会が欲しい。	
	放射性物質検査の見学ができる機会が欲しい。	
食品等の検査計画	量販店等で販売されている食品について、細菌検査や理化学検査等を積極的に実施して欲しい。また、引き続き、輸入食品の検査検体数を増加の方向でお願いする。	府内を流通する食品の量や過去の違反実績等を考慮し、継続性を持たせ、実施していきます。
	収去検査検体数、検査項目(放射性物質、残留農薬、動物用医薬品、微生物学的検査、成分規格、食品添加物、組換え遺伝子、その他)については、前年度を踏襲して欲しい。	
	食品の放射性物質汚染について不安を感じているので、今後も魚介類等を重点的に調べて欲しい。	これまでの水産物の検査結果や不安に対する声を受け、重点的に実施していきます。
	食品中の放射性物質の検査結果をマスコミに毎月掲載や放送依頼して欲しい。	検査結果については、速やかにホームページにて公表し、その内容については分かりやすく、情報提供できるよう努めていきます。
	ホテルやレストラン等で提供される調理品収去検査を実施し、科学的根拠に基づいた指導を実施して欲しい。	今年度から食品中のアレルギー物質検査を実施することとしています。
	残留農薬検査にかかる日数を短縮できるようにして欲しい。検査結果の判明に1週間以上かかり、残留農薬基準に値超過があった場合の対応が遅くなってしまふ。	既に、京都府北部地域の検体に対して、結果判明までの期間短縮を図っており、引き続き短縮できるよう努めていきます。